

毎年11月12日から25日

# 『女性に対する暴力をなくす運動』期間です

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、女性の人権の尊重のため意識啓発などを図る取り組みを全国各地で行っています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、売春、買春、セクシャルハラスメントなど女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権問題で決して許されるものではありません。

今年度は「性暴力をなくそう」をテーマに取り上げられています。

近年、若い女性を中心にモデルやアイドル等の勧誘によりアダルトビデオ出演強要や女子高生（JK）らに男性相手の接客をさせるいわゆる「JKビジネス」による性的被害など問題も深刻化しています。



第224号  
2020年11月1日発行  
編集・発行  
和東町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター内)  
TEL0774-78-3488  
FAX0774-78-3212

「モデル・アイドルになりませんか」と声をかけられたり、「高収入アルバイト」に応募し、その後、聞いていない・同意していない、性的な行為等の「写真」や「動画」の撮影をされたり、性暴力やストーカー等の被害を受けたりする事例が発生しています。

暴力は身体的にも、心にも大きなショックを与えます。被害に遭ったときに、自分が悪いと責めたり、被害を受けたことを恥と受けたりするかもしれません。振るうほうで、どのような理由があっても許されたことではありません。

「その契約、大丈夫？」  
～知っていますか？ AV出演強要問題～  
「そのアルバイト、大丈夫？」  
～知っていますか？「JKビジネス問題」～

誰かに話すことは勇気がいるかもしれませんが、相談すること、心が軽くなったり、解決の糸口が見えてくるかもしれません。ひとりで悩まずに相談してください。

女性の人権ホットライン  
ゼロ ナナゼロのハートライン  
**0570-070-810**

**パープルリボン**

みなさんは、パープルリボンをご存じですか？

パープルリボンは女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです。

パープル（紫）色を身に付けたり飾ったりすることで、被害者に「あなたは一人ではない」と勇気を与えたり、社会に対してDV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待などあるゆる暴力の根絶を呼び掛けたりしています。



期間中受付時間  
平日8:30~17:45 土日10:00~17:00



# みんなで築こう 人権のまちづくり



**11月は  
児童虐待防止推進月間です**



## 児童虐待とは？

児童虐待とは、早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

親が「しつけ」のつもりでも、子どもの心や身体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。

- ・虐待から子どもたちを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。
- ・日頃から子どもたちに関心を持ち「児童虐待では？」と感じることがあったら相談機関へご連絡ください。
- ・連絡は匿名で行うことも可能です。
- ・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

**「189 (いち はやく) 知らせて守る こどもの未来」**

令和2年「児童虐待防止推進月間」標語



新型コロナウイルスだけでなく、これからの季節にはやり始めるインフルエンザ。

今年、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されています。新型コロナウイルス感染症と同様に、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗いの徹底など、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人のいのちを守るためにも一人ひとりができる感染症対策を努めていきましょう。

感染症対策へのご協力をおねがいします

**1 手洗い**

感染症対策へのご協力をおねがいします

**2 咳エチケット**

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

**3 顔を避けましょう!**

## 第20回 和東町人権を考える集い を開催します

日時  
2020年12月5日(土)  
9:30~12:00

場所  
和東町人権ふれあいセンター  
2F大ホール

内容 1部  
小・中学生人権作文発表

2部  
人権講演

フリージャーナリスト

安田純平氏

『紛争地から報道する意味』

人権問題でお困りの方

法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

## 11月の相談日

● 月日：11月27日(金)

● 時間：午後1時半～4時まで

● 場所：人権ふれあいセンター

また、人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先  
和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 78・3488  
FAX 78・3212

